

北陸地区のアスファルト混合物事前審査制度における 『調査機関』を公募します。

～新潟県、富山県、石川県におけるアスファルト混合物の品質確保～

- 北陸地区におけるアスファルト混合物事前審査制度（以下、「本制度」という）とは、国土交通省北陸地方整備局管内（新潟県、富山県、石川県）の公共工事に使用するアスファルト混合物（以下、「混合物」という）の製造に関して、その品質を確保するとともに、品質管理業務の合理化を図るため、発注者である、国・県・政令市及び学識者、関係機関で構成される「アスファルト混合物事前審査委員会」（以下、「委員会」という）を設け、混合物に関する事前の審査等を行い、その品質を保証することにより、公共工事におけるアスファルト舗装工事の品質の安定と向上、工事の監督・検査業務の合理化、省力化に資することを目的としたものです。
- 平成22年11月25日に開催しました「平成22年度 第2回アスファルト混合物事前審査委員会」において審議を行った結果、平成23年度からのアスファルト混合物の事前審査にあたり、委員会の指定を受け、アスファルト混合物製造者から申請された混合物について調査等を行う『調査機関』を公募により選定することとなりましたのでお知らせします。

記

1. 公募参加申請書の受付期間 平成22年11月26日(金)～12月15日(水)
2. 業務期間 平成23年3月10日(木)から平成25年3月9日(土)までの2年間
3. その他 本制度や、アスファルト混合物事前審査制度 調査機関公募要項等の詳細については、以下を参考下さい。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/news/press/asphalt/kouboyoukou.pdf>



お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 北陸技術事務所

副所長 柴澤 一嘉（内線205） TEL：025-231-1281（代表）

アスファルト混合物事前審査制度
調査機関公募要項

平成22年11月26日

国土交通省

北陸地方整備局 北陸技術事務所

目 次

1. はじめに	2
2. アスファルト混合物事前審査制度の概要	2
3. 実施期間に関する事項	3
4. 公募にあたっての資格要件	4
5. 公募参加申請書類について	5
6. 問い合わせ先及び申請書類の提出先（公募担当部署）	5
7. 公募の手続き及びフロー等	6
8. 選定者の決定方法に関する事項	7
9. 公募の審査結果について	10
10. 調査機関の指定について	10
11. その他	10
別紙－1	12

1. はじめに

アスファルト混合物事前審査制度（以下、「本制度」という）は、国土交通省北陸地方整備局管内（新潟県、富山県、石川県）の公共工事に使用するアスファルト混合物の製造に関して、その品質を確保するとともに、品質管理業務の合理化を図る事を目的とする。

本要項は、アスファルト混合物事前審査委員会（以下「委員会」という。）が委員会規則で定める調査機関を適正かつ公平に選定するために定めたものである。

2. アスファルト混合物事前審査制度の概要

本制度は、アスファルト混合物（以下「混合物」という。）の品質確認のために行う工事ごとの配合設計、室内試験等に替えて、委員会が混合物製造業者からの申請に基づき、アスファルト混合所（以下「混合所」という。）で製造する混合物の品質を事前に審査するものである。

(1) 本制度概要

1) アスファルト混合物事前審査委員会

アスファルト混合所で製造された加熱アスファルト混合物の品質確保について、委員会が「実施要領」の定めに基づき事前に審査し、その品質について認定又は認定取り消しを行う。

また、「アスファルト混合物事前審査委員会規則」及び「同実施要領」並びに「同実施細則」の制定及び改廃、立入調査及び立入調査員の委嘱、調査機関及び試験機関の指定を行う。

委員会の構成は、北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、新潟市、北陸地区アスファルト合材協会連絡協議会（新潟県、富山県、石川県の各県のアスファルト合材協会で構成）、学識者及び事務局からなる。

なお、委員長は、北陸地方整備局 北陸技術事務所長があたり、副委員長は、新潟県 土木部 技術管理課 工事検査室長があたる。

2) 幹事会

委員会のもとに設置され、委員会業務の補佐を行う。

幹事会の構成は、北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、新潟市、調査機関、試験機関、新潟県アスファルト合材協会、富山県アスファルト合材協会、石川県アスファルト合材協会及び事務局からなる。

なお、幹事長は、北陸地方整備局 北陸技術事務所 副所長があたる。

3) 調査機関

委員会により指定を受け、申請された配合設計の内容、及び試験機関で行う試験結果との整合について調査を行う。

4) 試験機関

委員会により指定を受け、供試体の室内試験等を行う。

5) 事務局

北陸地方整備局内に設置され、事前審査の運営に関する業務を行う。

6) 立入調査

立入調査員が事前審査を申請した混合所に立入り、「細則」に定める「混合所立入調査要領」により、自主管理の状況、混合物の品質確認を行う。

なお、立入調査員は、あらかじめ発注機関が推薦した者に委員会が委嘱を行う。

7) 審査及び合否の判定

審査及び合否の判定は、室内試験等の結果及び立入調査員、調査機関が調査した資料により、委員会が混合物の品質について審査基準に基づき審査及び合否判定を行う。

8) 認定

委員会の審査結果に基づき、委員長がアスファルト混合物を認定する。

9) 指定者

本公募要項に基づき応募した者から選定者として決定され、その後、委員会から調査機関として指定通知する。

(2) 本制度の実施体制

本制度の実施体制は、別紙－1に示すとおりとする。

(3) 調査機関の主な業務

- 1) 事前審査申請書類の受付を行い、申請状況を随時事務局に報告する。また、申請書類の整理・保管を行う。
- 2) 使用材料及び配合設計が「細則」に定める審査基準に適合しているか調査を行う。
- 3) 室内試験結果が配合設計書及び審査基準に適合しているか調査を行う。
- 4) 配合設計の調査結果及び室内試験結果について事務局への報告を行う。
- 5) 委員会、幹事会、作業部会に報告する諸資料の取りまとめに関する業務の補助を行う。

(4) 運営費用について

調査機関の運営費用については、北陸地区アスファルト合材協会連絡協議会からの費用でまかなうものとする。

- (5) 委員会は、調査機関の活動等に関する費用及び運営等に起因する損害賠償について、一切その責を負わないものとする。

3. 実施期間に関する事項

本制度による調査機関としての指定期間は、以下のとおり予定している。ただし、委員会は、期間中においてアスファルト混合物事前審査実施要領等に基づく業務遂行が著しく困難であると判断される場合や不誠実な行為等が認められた場合には、指定を取り消す場合がある。

【指定期間】

平成23年3月10日～平成25年3月9日【2年間指定】

平成23年1月上旬（調査機関の指定通知日）～平成23年3月9日までは、指定期間の当初より円滑に本制度の運営を行うための準備期間として2.（1）3）の委員会から調査機関として指定された調査機関は、委員会事務局からの指導を受けること並びに現在の調査機関から運用に関わる引き継ぎ、委員会規則等に基づく各種調査業務等への同行及び助言等を受けることを委員会に対して要請することができる。

4. 公募にあたっての資格要件

4-1 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書類の提出期限の日から調査機関決定の時までの期間に、北陸地方整備局長から、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) アスファルト混合物を製造する企業が調査機関に指定された場合には、自らが製造または資本関係・人的関係がある者が製造するアスファルト混合物について当該事前審査の調査・報告をすることはできない。ただし、社団法人及び公益法人等はこの限りではない。
- (5) 単体企業とは、各種団体等を含むものとする。

4-2 設計共同体

4-1に掲げる条件を満たした者により構成され、業務特性や地域特性に応じた分担業務となっている設計共同体であること。

なお、本公募要項に係わる設計共同体については出資比率、構成員、代表者を明示した書類（書式自由）を添付すること。選定された場合においては、指定までに設計共同体協定書を公募担当部署へ提出しなければならない。（未提出については指定しない）

(1) 代表者要件

代表者は、構成員において決定されたものとする。

4-3 申請書類の提出者に関する要件

- ・公募参加申請書を提出する者は、北陸地方整備局管内に業務拠点（配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。（予定管理技術者は、審査業務実施中だけの常駐も認める。）
- ・単体企業について重複申請は認めない。（上記4-1の単体企業と4-2の設計共同体として重複した申請、または複数の設計共同体の構成員となること。）
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

4-4 配置予定管理技術者に対する要件等

本公募でいう管理技術者とは、業務全般の統括を行うものであり、アスファルト舗装に関する高い技術力を有し、本制度に関する仕組み、知識等を熟知しているものを

いう。

公募にあたっての配置予定管理技術者に対する要件等は、以下1)～3)のとおりとする。

1) 資格等 (以下に掲げるいずれかの資格を有するもの)

- ・技術士 (総合技術監理部門ー建設)
- ・技術士 (建設部門)
- ・工学博士、博士 (工学)
- ・一級土木施工管理技士
- ・一級舗装施工管理技術者
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級者技術者又は土木学会1級技術者
- ・「公共工事の発注者責任協議会会長」が認定した支援技術者I種、(社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者 (I) 又は公共工物品質技術者 (II) の資格を有する者
- ・RCCM (シビルコンサルティングマネージャー) 又はRCCMと同等の能力を有する者 (注1) (技術士部門と同様の部門に限る)

(注1) RCCMと同等の能力を有する者とはRCCM試験に合格しているが
転職等により登録できない立場にいる者。

2) 恒常的雇用関係

配置予定管理技術者は、本制度の調査機関としての履行期間中 (平成23年3月10日～平成25年3月9日) に配置できるもので、同期間中は調査機関と直接的雇用関係がなければならない。

直接雇用関係を証明する資料を履行期間の開始日となる平成23年3月10日までに委員会へ提出すること。

3) 応募者が申請するもので1名とする。

5. 公募参加申請書類について

申請書類 (下記の様式ー1～6及びその他) の内容

- ・公募参加申請書 (様式ー1)
- ・北陸地方整備局管内に所在している業務拠点 (様式ー2)
- ・業務実施体制 (様式ー3)
- ・実施方針 (様式ー4)
- ・技術提案 (様式ー5)
- ・配置予定技術者 (様式ー6)
- ・その他 (必要な添付書類; 配置予定技術者の資格及び実務経験等を証す証明書類 (資格証、登録証、合格証、委員会等からの任命書等) の写し、4-2設計共同体関係)

6. 問い合わせ先及び申請書類の提出先 (公募担当部署)

(1) 問い合わせ先及び公募担当部署

〒950-1101

新潟県新潟市西区山田2310番地5

国土交通省 北陸地方整備局 北陸技術事務所 品質調査課 調査係（担当係）
電話；025-231-1281（代表） 内線 352
FAX；025-231-1283

(2) 公募参加申請書類の提出

上記の公募担当部署へ持参または、郵送（書留郵便等の配達記録の残るもの）に限る。

(3) 受領等時間

問い合わせ、持参による公募参加申請書類の提出については次のとおり。

9時00分～17時00分（土、日、祝日を除く）

(4) 既存資料の閲覧

公募参加申請書類の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

なお、資料の閲覧にあたり、写真撮影及びコピー等による閲覧資料の複写は一切認めない。

① 資料名；アスファルト混合物事前審査委員会規則

アスファルト混合物事前審査実施要領

アスファルト混合物事前審査実施細則

アスファルト混合物事前審査 混合所立入調査要領

アスファルト混合物事前審査 様式集

② 閲覧場所；6.（1）に同じ

② 閲覧期間；申請書類の提出期限の前日までの休日を除く毎日、9時00分～17時00分までとする。

7. 公募の方法及びフロー等

公募の方法及びフローについて、以下に示す。

(1) 公募の方法及びフロー

公告	：平成22年11月26日
公募要項の交付	：平成22年11月26日～12月14日まで
質問書の提出期限	：平成22年12月8日
質問書に対する回答期限	：平成22年12月10日
申請書及び資料の提出期限	：平成22年12月15日
ヒアリング	：平成22年12月17日
選定者の決定	：平成22年12月21日
調査機関の指定通知	：平成23年1月上旬
事務等の引継ぎ	：指定通知以降
調査機関業務の実施	：平成23年3月10日以降

(2) 公募要項等の交付

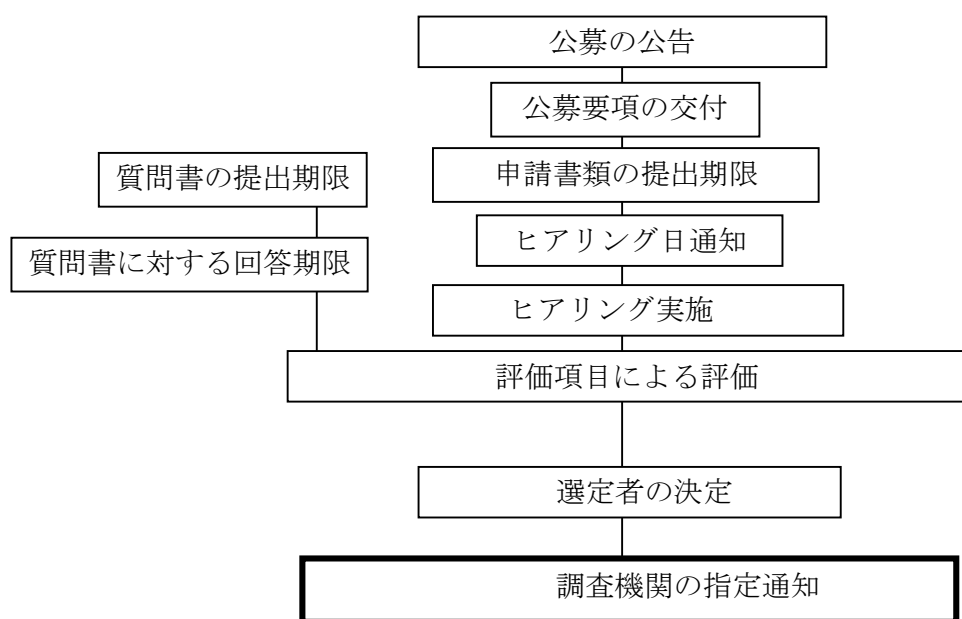
公募要項、参考資料及び公募参加申請書類（様式－1～6）の交付は、上記6. 公募担当部署において直接交付、FAX、電子メール、郵送にて行う。なお、電子メ

ール、FAX、郵送にて公募要項の送付を希望する場合は、送付依頼書（書式自由：ただし送付先住所、電話番号、会社名、担当者名、FAX 番号か電子メールアドレスを記入したもの）をFAXにて上記6.（1）まで送付すること。

また、交付時間は上記6.（3）のとおりとする。

（3）公募の実施手続きフロー

【公募の実施手続きフロー図】



（4）質問の受付及び回答

- 1) 質問は、6.（1）に7.（1）の期間内に文書（書式自由、ただし規格はA4版）により行うものとし、持参、郵送、FAX、いずれの方法でも可能とする。（FAXについては着信を確認すること。）
- 2) 質問にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
- 3) 質問に対する回答は7.（1）に記載した回答期限日の17：00までにFAXで行う。

8. 選定者の決定方法に関する事項

選定者とは、本公募要項に基づく応募者のうち調査機関として選定された者とする。決定方法は、以下により行うものとする。

（1）選定者を決定するための基準

選定者は、5. 公募申請書類をもって応募をし、下記（2）評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

ただし、応募者の評価値が下記8.（2）1）の②に係わる評価点+③に係わる評価点の合計が満点の60%未満の場合は第1位の評価であっても選定しない。

(2) 評価項目及び評価方法

1) 評価項目は以下の3項目とする。

- ①配置予定技術者の資格等及び実務経験
- ②実施方針
- ③技術提案

2) 評価値の算出方法

申請書類の内容に応じ、上記(2)、1)①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与えこれを評価値とする。

なお、技術評価点の満点は100点とする。

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{②に係る評価点}) + \text{③に係わる評価点}$$

(3) ヒアリングの実施

ヒアリングでは公募参加申請書類に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

なお、ヒアリング時の追加資料は、受理しない。

- ①実施場所：公募担当部署 会議室
- ②実施日：平成22年12月17日
- ③ヒアリング時間：別途通知
- ④出席者：配置予定技術者
- ⑤ヒアリングにおける質疑応答内容
 - ・ 実施方針について
 - ・ 技術提案について

(4) 選定に用いる評価項目について

公募参加申請書類の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトに基づき評価する。

評価項目

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	判断基準		

① 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力 等	管理技術者	資格要件	技術者資格等、 その専門分野 の内容	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門—建設） ・工学博士、博士（工学） ②以下のいずれかの資格を有するもの ・一級土木施工管理技士 ・一級舗装施工管理技術者 ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者 ・「公共工事の発注者責任協議会会長」が認定した支援技術者（Ⅰ）、（社）全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工物品質確保技術者（Ⅱ）又は公募担当部署が認めた同等の資格を有する者 ③以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ④上記以外は選定しない。	①10 ② 6 ③ 3
			実務経験の内容	下記の順位で評価する。 ①アスファルト事前審査制度に基づく審査機関あるいは、調査機関において舗装に関する実務経験を4年以上有する者。 ②アスファルト事前審査制度に基づく立入調査員としての経験を4年以上有する者。 ③アスファルトの混合所の製造・品質管理または舗装工事の施工管理の実務経験13年以上有する者 ④上記以外は加点しない。	①10 ② 6 ③ 3
② 実 施 方 針	業務理解度			目的、条件、内容の理解度が高く優れている場合（実施項目について具体の手法等を含めた提案がある）に優位に評価する。	25
	実施体制・実施手順・実施フロー			下記の場合に優位に評価する。 ・配置する技術者の人数、配置時期及び代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合に優位に評価する。 ・担当する技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合に優位に評価する。 ・委員会等関係者への円滑な伝達と共有のための手法が具体的に示されている場合に優位に評価する。	15

			・本制度の運営において、北陸地区の実情を把握したうえで、の円滑な実施体制が具体的に示されている場合に優位に評価する。	
			・業務手順を示す実施フローの妥当性が高く工夫が図られて優れている場合に優位に評価する。 ・工程計画の妥当性が高く工夫が図られて優れている場合に優位に評価する。	10
③	アスファルト混合物の品質確保及び本制度を運用するにあたっての留意点	的 確 性	留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。	20
		実 現 性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	10
合計（技術評価の配点合計）				100

9. 公募の審査結果について

公募の過程の透明性を確保するため、選定者の決定後、応募者から提出された申請書類の評価の結果、選定者の決定理由について公表するものとする。

10. 調査機関の指定について

公募の審査結果における選定者を本制度の調査機関としてアスファルト事前審査委員会が指定する。ただし、本制度の調査機関としてその透明性、公平性、また事務運営の確実性に疑義が生じたり応募時に提出した提案書の記載内容に虚偽記載が判明し、調査機関として適切でないとアスファルト事前審査委員会が判断した場合は指定を行わない場合がある。

11. その他

(1) 秘密の保持等について

- 1) 応募者は、本公募の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 応募者は、本公募処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ公募担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 応募者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を、5. 申請書類中の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本制度の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 応募者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本公募終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本公募のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、公募担当部署の許可なく複製しないこと。
- 6) 応募者は、本公募終了時に、公募担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。

7) 応募者は、本制度の遂行において貸与された公募担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに公募担当部署に報告するものとする。

(2) 再委託の取扱い

1) 調査業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2) 「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、応募者は、これを再委託することはできない。

① 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

3) 指定された調査機関は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）などの簡易な業務の再委託に当たっては、公募担当部署の承諾を必要としない。

4) 指定された調査機関は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、公募担当部署の承諾を得なければならない。

なお、再委託の相手方は、国土交通省各地方整備局等の工事ないし建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省各地方整備局等の指名停止期間中であってはならない。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 参加申請書等の作成、提出、ヒアリングに関する費用は応募者の負担とする。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

(6) 提出された公募申請書類は返却しない。なお、提出された申請書類は公募の選定以外に応募者に無断で使用しない。

(7) 申請書類の提出後において原則として記載された内容の変更は認めない。（軽微なもの（誤植、資格証や登録証等の写しの添付忘れなど）で公募担当部署の了承を得たのみ該当部分の再提出を認める。）

(8) 公募参加者は申請書類提出後、この公募要項についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

